

令和8年度 いわて森のゼミナール運営業務 業務企画提案募集要項

1 業務の趣旨

岩手県では、児童・生徒をはじめ広く県民の方々を対象に、森林・林業に対する理解を深めていただく機会を提供するため、令和8年度に「いわての森林づくり県民税」を財源に「いわて森のゼミナール運営業務」を受託者との協働により実施するもの。

本業務は、「森林環境学習会」の開催等を企画運営するものであり、この企画提案をプロポーザル方式で募集する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度 いわて森のゼミナール運営業務

(2) 事業主体

岩手県

(3) 委託期間

令和8年5月下旬（契約日）から令和9年3月12日まで

(4) 業務内容

別添業務仕様書のとおり

3 申請資格

【共通要件】

(1) 岩手県内に事務所等を置く又は置こうとする法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わない）

ア 申請は団体での申請とし、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できること。（個人での申請はできないので注意のこと。）

イ 単独で申請する団体は、グループ申請の構成団体となることはできないこと。

ウ グループの構成団体は、2以上のグループの構成団体となることはできないこと。

エ グループ申請の場合、全体を総括する代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めないこと。

オ グループ申請する場合には、代表団体が応募手続き及び岩手県との連絡を行うこと。

カ 団体、グループからの申請は1提案とすること。

(2) 団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 岩手県から指名停止措置を受けている者

ウ 県税、法人税、消費税等を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きを行っている者

(3) 団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(4) 岩手県からの要請に応じて、迅速かつ円滑に事務処理を行う能力を有しているほか、岩手県庁に来庁し打合せ可能な体制となっていること。

【業務遂行上必要となる資格等】

団体又はグループの構成団体の構成員に、次の資格に類する能力を有している者がいること。

[森林インストラクター、ネイチャーゲームリーダー、いわて森の達人など]

4 募集する企画提案の内容

別添仕様書のとおり。

5 見積限度額

5,080,900円（税込）

6 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年4月10日（金）～令和8年4月28日（火）午後5時必着

(2) 提出書類

次の書類を各5部（正本1部、写し4部）提出すること。

ア 令和8年度 いわて森のゼミナール運営業務 業務企画提案書 （様式1）

イ 令和8年度 いわて森のゼミナール運営業務 業務スケジュール （様式2）

ウ 令和8年度 いわて森のゼミナール運営業務 業務推進体制 （様式3）

エ 組織等に関する調書 （様式4）

オ 見積書、積算内訳書 （様式5-1、5-2）

カ 応募者の定款又は会則及び最新の総会議事録

キ 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類

ク その他、団体の活動状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）

(3) 応募方法

提出書類は、持参または簡易書留で郵送すること。

（メール及びファックスでは、受け付けないこと。）

(4) 提出先及び問い合わせ先

岩手県庁農林水産部森林整備課 計画担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL019-629-5785

7 選考方法

(1) 企画提案審査委員会

企画提案審査委員会を設置し、参加者から提出された企画提案書等の審査を行う。

(2) 審査基準

以下の基準により各委員が審査を行い、総合得点の結果をもとに総合的に判断して受託者を選定する。

ア 企画提案内容が的確であること

- ・ 事業の趣旨・目的等を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であること。
- ・ 業務の進め方、参加者の安全確保等の方策も的確に提案されていること。

イ 事業実施に十分な体制を有すること

- ・ 過去に類似の業務を実施した実績があること。または実績はないが、活動状況や構成員の資格等から十分な能力があると判断できること。
- ・ 業務スタッフや協力が得られる法人・団体等を有するなど、業務を実施するための体制が整っていると認められること。

ウ 見積書の内容が適正であること

- ・ 見積書に記載された内容が仕様書で示した業務内容・業務量と整合性が図られており、金額が見積限度額の範囲内となっていること。

エ 特に優れた点があること

- ・ 特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 審査結果の公表

ア 公表予定時期

令和8年5月中旬

イ 公表方法

応募者全員に文書で通知するとともに、岩手県農林水産部森林整備課ホームページで公表する。

8 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却の可否

提出書類は返却しないことから、あらかじめ写しを控えること。

9 受託者決定後の契約について

(1) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、免除となる場合があること。

(2) 契約となった場合の委託料の支払方法

原則精算払いとなること。ただし、業務の実施状況等に応じて、前金払が可能となる場合があること。

10 成果品の帰属

本業務で作成した報告書等の帰属は岩手県とする。